

山口県報

平成22年
8月27日
(金曜日)

目 次

規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………一

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………四



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十三号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第五項第一号水中「第十一条第三項第六号」を「第十一条第三項第七号」に改め、同号ナ中「第十一条第三項第六号」を「第十一条第三項第七号」に、「とる」を「執る」に改め、同項第二号イ中「第十三条第三項」を「第二十條第三項」に、「第五十六條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同号口中「第十三条第六項」を「第二十條第六項」に、「第五十六條第三項」を「第六十八條第三項」に改め、同号ハ中「第十三条第七項」を「第二十條第七項」に改め、同号ニ中「第十三条第八項」を「第二十條第八項」に改め、同号ホ中「第十四条第三項」を「第二十一条第三項」に改

め、同号ハ中「第十四条第六項」を「第二十一条第六項」に、「第十三条第三項第五号」を「第二十條第三項第六号」に改め、同号ト中「第十四条第七項」を「第二十一条第七項」に改め、同号チ中「第二十四条第三項」を「第二十二条第三項」に、「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同号リ中「第二十四条第六項」を「第二十二条第六項」に、「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同号又中「第二十四条第七項」を「第二十二条第七項」に、「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同号ル中「第二十五条」を「第三十二条」に改め、同号ヲ中「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号ワ中「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同号力中「第二十六条第六項」を「第三十三条第六項」に改め、同号ヨ中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第十三条第三項、第十四条第三項若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二條第三項」に改め、同号夕中「第二十七条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同号レ中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同号ソ中「第二十八条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第十三条第三項各号、第十四条第三項各号、第二十四条第三項各号若しくは第二十六条第一項各号」を「第二十條第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号若しくは第三十三條第一項各号」に改め、同号ツ中「第三十條第二項」を「第三十七條第二項」に、「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同号ネ中「第五十六條第四項」を「第六十八條第四項」に改め、同項第三号イ中「第六十六條第二項」を「第七十九條第二項」に、「第五十六條第一項」を「第六十八條第一項」に改め、同号ロ中「第六十六條第二項」を「第七十九條第二項」に、「第六十八條第三項」に改め、同号ト中「第六十六條第二項」を「第七十九條第二項」に、「第五十六條第四項」を「第六十八條第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十七条の二第五項第一号の改正規定は、平成二十二年九月一日から施行する。

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十四号

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山口県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年山口県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第二十六条」を、「第二十六条の六」に改める。

第十五条第一号八（中）中「第二条第四項」を、「第二条第五項」に改め、同条中第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第十八条中「第十条第九項第二号」を、「第十条第九項第三号」に改め、同条に次の二号を加える。

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八條の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同法第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十九条中「第十条第九項第三号」を、「第十条第九項第四号」に改め、同条第一号ヨ中「第二条第四項」を、「第二条第五項」に改め、同条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
ホ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
ヘ 災害時における避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ 山口県希少野生動植物種保護条例（平成十七年山口県条例第八号）第九條第一項の規定による知事の許可に係る木竹（同条例第三十條第二項の規定による協議に係るものを含む。）であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物種に係るものを損傷すること。

リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

又 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ル 法令又は条例の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ハ 森林の整備及び保全を図るために条例第十条第三項第八号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十条第三項第九号の規定により知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（同項第九号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

ロ 人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがなく、かつ、自然環境の保全上の問題を生じさせない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その本来の用途に従つて放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

と。

第二十条中「第十一条第三項第四号」を「第十一条第三項第五号」に改める。
 第二十一条中「第十一条第三項第五号」を「第十一条第三項第六号」に改め、同条第二号中「第八号イ」を「第十一号イ」に、「第八号ハ」を「第十一号ハ」に改める。
 第二十二条第一項中「第十一条第三項第六号」を「第十一条第三項第七号」に改める。

第二十五条中「第十二条第六項第三号」を「第十二条第六項第四号」に改める。
 第二十六条中「第十二条第六項第四号」を「第十二条第六項第五号」に改め、同条第六号中「第十九条第八号二」を「第十九条第十一号二」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(生態系維持回復事業の確認)

第二十六条の二 条例第十四条の三第二項の確認を受けようとする市町は、その行う生態系維持回復事業が次の各号のいずれにも該当するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

- 一 自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - イ 生態系の状況の把握及び監視
 - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第二十六条の三 条例第十四条の三第三項の認定を受けようとする県及び市町以外の者は、次の各号のいずれにも該当するものであることについて、知事の認定を受けなければならない。

- 一 認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人又は被保佐人
 - ロ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 認定を受けようとする生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 三 認定を受けようとする生態系維持回復事業の内容が前条第二号イから入までのい

ずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)
 第二十六条の四 条例第十四条の三第四項第四号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第十四条の三第五項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
 - 二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した実施計画書
- (変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)
 第二十六条の五 条例第十四条の三第六項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項の変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第二十六条の六 条例第十四条の三第七項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更を必要とする理由

第三十四条第一号中、「平成十四年法律第八十八号」を削る。
 第三十五条第六号イ中「第十九条第八号二」を「第十九条第十一号二」に改める。
 第四十四条第一項中「第十一条第三項第六号」を「第十一条第三項第七号」に改める。

別記第一号様式中

「 7 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出」を	
「 7 指定区域内における木竹の損傷	に改め、同様
指定区域内における指定植物の植栽又は播種	
8 指定区域内における指定動物の放出	
9 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出	

式の注中 6の①を6の②とし、6の⑥の次に次のように加える。

- (7) 指定区域内における木竹の損傷にあつては、損傷する木竹の樹種及び数量、損傷の方法並びに自然環境保全上の配慮
- (8) 指定区域内における指定植物の植栽又は播種にあつては、植栽又は播種に係る植物の種類及び土地の面積、植栽又は播種の数量及び方法並びに自然環境保全上の配慮
- (9) 指定区域内における指定動物の放出にあつては、放出する動物の種類及び数量並びに自然環境保全上の配慮（当該動物が家畜である場合にあつては、放牧に係る土地の面積、放牧施設及び放牧の時期についても記入すること。）

別記第一号様式中

「 7 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出」を

「 7 指定区域内における木竹の損傷
8 指定区域内における指定植物の植栽又は播種
9 指定区域内における指定動物の放出
10 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出」に改める。

記号第三号を「氏名」を「氏名」を

印」を「 7 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出」を

「 7 指定区域内における木竹の損傷
8 指定区域内における指定植物の植栽又は播種
9 指定区域内における指定動物の放出
10 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出」に改め、同様

式の注中⑦を⑧と⑨の次に次のように加える。

- (7) 指定区域内における木竹の損傷にあつては、損傷する木竹の樹種及び数量、損傷の方法並びに自然環境保全上の配慮
- (8) 指定区域内における指定植物の植栽又は播種にあつては、植栽又は播種に係る植物の種類及び土地の面積、植栽又は播種の数量及び方法及び自然環境保全上の配慮
- (9) 指定区域内における指定動物の放出にあつては、放出する動物の種類及び数量並びに自然環境保全上の配慮（当該動物が家畜である場合にあつては、放牧に係る土地の面積、放牧施設及び放牧の時期についても記入すること。）

別記第八号様式(裏)中「第二十条第三項第六号」を「第二十条第三項第七号」を「七」を「執る」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年九月一日から施行する。ただし、第十五条第一号八(ツ)及び第十九条第一号三の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十五号

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条から第九条までを次のように改める。

（公園事業の執行の同意又は認可の申請）

第三条 条例第八条第四項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
- 二 前条第一号から第八号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
- 三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第八条第五項の規則で定める書類は、次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業にあつては第六号、第七号及び第九号に掲げる書類を除き、市町が執行する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号、第七号及び第十号に掲げる書類を除く。）とする。

- 一 個人にあつては、住民票の写し
- 二 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- 三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図並びに給水施設及び排水施設の位置、形状その他の給水及び排水に関する事項を記載した図面並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図
- 六 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

七 事業資金を調達することができることを証する書類

八 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

九 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事に要する費用の概算額を記載した書類

十 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十一 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第四条 条例第八条第六項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第八条第四項第一号に掲げる事項の変更
- 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名の変更
- 三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間の変更
- 四 公園施設の占用又は使用に対する料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額の変更
- 五 前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の変更

(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第五条 条例第八条第七項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更しようとする年月日
- 四 変更を必要とする理由
- 五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第八条第八項において準用する同条第五項の規則で定める書類は、第三条第二項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、同項第一号、第二号及び第五号から第十一号までに掲げる書類(変更に係るものに限る。)とする。

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第六条 条例第八条第九項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更した年月日
- 四 変更を必要とする理由

(承継の同意又は承認の申請)

第七条 条例第八条の三第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承継の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下「合併法人等」という。)の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

- 二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 三 公園施設の種類
- 四 合併又は分割した年月日
- 五 合併又は分割した理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - 二 第三条第二項第三号、第四号及び第十号に掲げる書類
 - 三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- 3 条例第八条の三第二項の規定による承継の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
- 三 公園施設の種類の

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第十号に掲げる書類
- 二 被相続人との続柄を証する書類
- 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休止又は廃止の届出)

第八条 条例第八条の四の規定による届出をしようとする者は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類の
- 三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止の予定期間及び休止の期間中の公園施設の管理の方法
- 四 廃止しようとする場合にあつては、廃止の予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い
- 五 休止又は廃止を必要とする理由

2 前項の届出書には、第三条第二項第三号及び第四号に掲げる書類を添えなければならない。

(同意又は認可の失効の届出)

第九条 条例第八条の五第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項

を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 失効した年月日

四 失効した理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第三条第二項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

第十条から第十九条までを削る。

第十九条の二中、「県立自然公園」を「自然公園」に改め、同条を第十条とする。

第二十条を第十一条とする。

第二十一条中、「第十二条第七項第三号」を「第十二条第七項第四号」に改め、同条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第三十九条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の新築、改築又は増築

第二十一条第十一号の二中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 テレビジョン放送の受信の用に供する空中線系の設置

第二十一条第十八号を次のように改める。

十八 宅地内の木竹の損傷（条例第十二条第三項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）

第二十一条第十八号の次に次の十六号を加える。

十八の二 自家の用に供するための木竹の損傷

十八の三 生業の維持のために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の四 農業を営むために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の五 漁業を営むために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の六 枯損した木竹又は危険な木竹の損傷

十八の七 病害虫の防除のために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の八 災害時における避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の九 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の十 電線路の維持のために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の十一 山口県希少野生動物植物種保護条例（平成十七年山口県条例第八号）第九

条第一項の規定による知事の許可に係る木竹（同条例第三十条第二項の規定による協議に係るものを含む。）であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動物種に係るものの損傷

十八の十二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として行う木竹の損傷

十八の十三 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の十四 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の十五 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で行う木竹の損傷（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）

十八の十六 法令又は条例の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で行う木竹の損傷

十八の十七 宅地内の土石の採取

第二十一条第二十七号中、「第十二条第三項第九号」を「第十二条第三項第十号」に改め、同条第二十七号の五を同条第二十七号の十三とし、同号の次に次の三号を加える。

二十七の十四 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十二条第三項第十三号の規定により知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つ行為（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）

二十七の十五 人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがなく、かつ、自然環境の保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つ行為であつて、次に掲げるものの

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その本来の用途に従つて放つ行為

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つ行為

二十七の十六 家畜をけい留して放牧する行為（条例第十二条第三項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）

第二十一条第二十七号の四を同条第二十七号の十二とし、同条第二十七号の三中「(平成十四年法律第八十八号)」を削り、同号を同条第二十七号の十とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の十一 指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として行う鳥獣の捕獲若しくは殺傷又は鳥類の卵の採取若しくは損傷

第二十一条第二十七号の二を同条第二十七号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の九 山口県希少野生動植物種保護条例第九条第一項の規定による知事の許可に係る動物(同条例第三十条第二項の規定による協議に係るものを含む。)であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物種に係るものの捕獲若しくは殺傷又はそれらの卵の採取若しくは損傷

第二十一条第二十七号の次に次の六号を加える。

二十七の二 山口県希少野生動植物種保護条例第九条第一項の規定による知事の許可に係る植物(同条例第三十条第二項の規定による協議に係るものを含む。)であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物種に係るものの採取又は損傷

二十七の三 農業を営むための条例第十二条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物の植栽又は当該植物の種子をまく行為(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)

二十七の四 森林の整備及び保全を図るための条例第十二条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物の植栽又は当該植物の種子をまく行為

二十七の五 知事が指定する地域以外の地域における木竹の植栽(条例第十二条第三項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

二十七の六 宅地内での木竹の植栽

二十七の七 桑、茶、ことうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹の植栽

第二十一条中第二十九号の二十七から第三十三号までを削り、第二十九号の二十六を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助、交通の安全の確保その他これらに類する業務を行うための車両の使用

第二十一条中第二十九号の二十五を第五十四号とし、第二十九号の二十四を第五十三号とし、第二十九号の二十三を第五十二号とし、第二十九号の二十二を第五十一号と

し、第二十九号の二十一を第五十号とし、第二十九号の二十を第四十九号とし、第二十九号の十九を第四十八号とし、第二十九号の十八を第四十七号とし、第二十九号の十七を第四十六号とし、第二十九号の十六を第四十五号とし、同条第二十九号の十五中「第十二条第三項第十二号」を「第十二条第三項第十五号」に改め、同号を同条第四十四号とし、同条第二十九号の十四中「第十二条第三項第十二号」を「第十二条第三項第十五号」に改め、同号を同条第四十三号とし、同条第二十九号の十三中「立入り」の下に「(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)」を加え、同号を同条第四十二号とし、同条第二十九号の十二を第四十一号とし、第二十九号の十一を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十 山口県文化財保護条例第三十七条第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のための立入り

第二十一条中第二十九号の十を第三十八号とし、第二十九号の九を第三十七号とし、第二十九号の八を第三十六号とし、第二十九号の七を第三十五号とし、第二十九号の六を第三十四号とし、第二十九号の五を第三十三号とし、第二十九号の四を第三十二号とし、第二十九号の三を第三十一号とし、同条第二十九号の二中「に通常行われる行為をするため」を削り、同号を同条第三十号とし、同条を第十二条とする。

第二十一条を第十三条とし、第二十三条を第十四条とし、第二十四条を第十五条とする。

第二十五条中「第十四条第七項第三号」を「第十四条第七項第四号」に改め、同条第一号中「第二十一条第一項第一号から第十一号の四まで」を「第十二条第一号から第十一号の五まで」に改め、同条第十四号中「第二十四条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同条を第十六条とする。

第二十六条を第十七条とする。

第二十七条第一項中「第二十条第二項又は第二十三条第二項」を「第十一条第二項又は第十四条第二項」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第十一条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の五条を加える。

(生態系維持回復事業の確認)

第十九条 条例第十八条の三第二項の確認を受けようとする市町は、その行う生態系維持回復事業が次の各号のいずれにも該当するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

- 一 自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
- イ 生態系の状況の把握及び監視

- ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第二十條 条例第十八条の第三項の認定を受けようとする県及び市町以外の者は、次の各号のいずれにも該当するものであることについて、知事の認定を受けなければならない。

- 一 認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人又は被保佐人
 - ロ 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 認定を受けようとする生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 三 認定を受けようとする生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第二十一條 条例第十八条の第四項第四号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第十八条の第五項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した実施計画書

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)
第二十二條 条例第十八条の第六項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項の変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第二十三條 条例第十八条の第七項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更を必要とする理由

第二十八條を第二十四條とし、第二十九條から第三十一條までを四條ずつ繰り上げ

る。

第三十二條第五号を削り、同条第四号中「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 条例第八条の七第二項に規定する証明書 別記第四号様式
第三十二條を第二十八條とし、第三十三條を第二十九條とし、第三十四條を第三十條とする。

別記第一号様式(その一)及び同様式(その二)中、「(第20条様式)」を「(第21条様式)」に改める。

別記第一号様式(その十三)中、「(第20条様式)」を「(第21条様式)」に、
別記第一号様式(その十六)とする。

別記第一号様式(その十二)中、「(第20条様式)」を「(第21条様式)」に、
別記第一号様式(その十一)中、「(第20条様式)」を「(第21条様式)」に改め、同様式(その十)と同様式(その十五)とする。

別記第一号様式(その十一)中、「(第20条様式)」を「(第21条様式)」に改め、同様式(その十一)と同様式(その十四)とする。

別記第一号様式(その十)中、「(第20条様式)」を「(第21条様式)」に、
別記第一号様式(その十二)とし、同様式(その十二)の次に次のように加える。

第 1 号様式 (その13) (第11条関係)

特別地域内指定区域内指定動物放出許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

印

(電話 局 番)

山口県立自然公園条例第12条第 3 項の規定により山口県立 自然公園特別地

域内で知事が指定する区域内における知事が指定する動物の放出の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目的		
行為地の所在及び地番	地 目	
行為地及びその付近の状況		
動物の種類		
施行方法	動物の数量	
	管理方法	
予 定 日	着	年 月 日
	完	了 年 月 日
備 考		

添付図面

1 地形図 (縮尺50,000分の1以上のもの)

2 概況図 (縮尺5,000分の1以上のもの)

3 行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「管理方法」欄には、放出する動物が行為地の周辺の景観の維持に支障を及ぼさないために行う措置を記入し、かつ、当該動物が家畜である場合にあつては、放牧を行う土地の面積、放牧施設及び放牧の時期を記入すること。

4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手續の進ちよく状況を記入すること。

備考

別記第一号様式(その九)中「(第20条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様は(その九)を同様式(その十)とし、同様式(その十)の次に次のように加える。

第 1 号様式 (その11) (第11条関係)

特別地域内指定区域内指定植物播種許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 申請者 住所 氏名 (電話) 局 印 (番)

山口県立自然公園条例第12条第3項の規定により山口県立 自然公園特別地
域内で知事が指定する区域内における知事が指定する植物の播種の許可を受けたいの
で、下記のとおり申請します。

記

目的		
行為地の所在及び 行為地番	地 目	
行為地及びその 付近の状況		
植物の種類	植栽に 係る土地の面積	
	播種の 数量	
	播種 の方法	
	播種 の方法	
施行方法	管理方法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

添付図面

- 1 地形図 (縮尺50,000分の1以上のもの)
 - 2 概況図 (縮尺5,000分の1以上のもの)
 - 3 平面図 (縮尺1,000分の1以上のもの)
 - 4 行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真
- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
3 「管理方法」欄には、植栽又は播種に係る植物種が行為地の周辺の景観の維持に支障を及ぼさないために、措置を記入すること。当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記入すること。
備考 用紙の欠きさは、日本工業規格A列4とする。

戻記係一町様(ネ6八)申「(第20条関係)」申「(第11条関係)」印記係、回
 答(ネ6八)を回答(ネ6九)トホ№。
 戻記係一町様(ネ6九)申「(第20条関係)」申「(第11条関係)」印記係、回
 答(ネ6九)を回答(ネ6一)トホ№。
 戻記係一町様(ネ6一)申「(第20条関係)」申「(第11条関係)」印「氏
 名」申「氏 名 印」印記係、回答(ネ6一)
 を回答(ネ6一)トホ№。
 戻記係一町様(ネ6一)申「(第20条関係)」申「(第11条関係)」印記係、回
 答(ネ6一)を回答(ネ6一)トホ№。
 戻記係一町様(ネ6一)申「(第20条関係)」申「(第11条関係)」印記係、回
 答(ネ6一)を回答(ネ6一)トホ№。
 戻記係一町様(ネ6一)申「(第20条関係)」申「(第11条関係)」印記係、回
 答(ネ6一)を回答(ネ6一)トホ№。

第1号様式（その3）（第11条関係）

特別地域内指定区域内木竹損傷許可申請書

年月日

山口県知事様

郵便番号

申請者住所

氏名

（電話

局番）

印

山口県立自然公園条例第12条第3項の規定により山口県立 自然公園特別地域内で知事が指定する区域内における木竹の損傷の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目的			
行為地の所在及び地番	地目		
行為地及びその付近の状況			
木竹の種類			
施行方法	損傷物の数量		
	損傷方法		
予定日	着手	年月日	
	完了	年月日	
備考			

添付図面

- 1 地形図（縮尺50,000分の1以上のもの）
- 2 概況図（縮尺5,000分の1以上のもの）
- 3 平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- 4 行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真

- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 3 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を具体的に記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗よく状況を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「第23条関係）」と「（第14条関係）」と「第26条関係）」と「（第17条関係）」と「

「特別地域指定された行為に着手している」

物が指定された行為に着手していたので

非常災害のため必要な処置をした

竹畜の植栽を始めた

「特別地域内における行為が規制された際、その区域が拡張され、又は物が指定される前に、

「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

と「特別地域内における行為が規制された際、」と「している」を「していた」

第4号様式（第28条関係）
（表）

身分証明書	第 号
所 属 職氏名	
年 月 日発行	
山口県知事	印

（裏）

山口県立自然公園条例抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第8条の7 知事は第8条第3項の認可を受けた者に対し、第7条の2から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（第3項省略）

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則
この規則は、平成二十二年九月一日から施行する。